

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年(ワ)

第287号, 平成28年(ワ)第79号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3080名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成28年9月7日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 酒 見 康



弁護士 中 室



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙 67	大飯発電所 発電用 原子炉設置変更許可 補正申請書 (3, 4 号炉) (抜粋)	写し	H28. 5. 18	被告関西電力 株式会社	<p>被告関西電力株式会社が、大飯発電所 3号機及び4号機について、設置許可基準規則の規定を踏まえ、設計基準事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性並びに重大事故等の発生及び拡大防止対策に係る規定への適合性を確認したこと</p> <p>また、「大飯発電所 発電用原子炉設置変更許可補正申請書 (3, 4号炉)」は、申請書本文と、添付書類一ないし十からなるところ、丙 67号証は、これらのうち、添付書類八及び十を抜粋したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八は、大飯発電所 3号機及び4号機の安全設計について説明したものである。 ・添付書類十は、大飯発電所 3号機及び4号機で事故 (設計基準事故等及び重大事故等) が発生した場合において当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備について説明したものである。 <p>以下、欄外記載のとおり。</p>
丙 68	I A E A 安全基準 「原子力発電所の安全：設計」について	原本	H28. 9	被告関西電力 株式会社	<p>I A E A 安全基準「原子力発電所の安全：設計」について、福島第一原子力発電所事故から得られた教訓・知見を基に見直しが行われ、2016年2月に改訂版が発行されたこと、見直し後の安全基準において、原子力発電所のプラント全体としての安全性を確保するためには重要度に応じて要求の程度を変化させる方法 (グレーディッドアップ</p>

					ローチ)が有効であるとの考え方が、福島第一原子力発電所事故の教訓・知見を踏まえてもなお変更されていないこと
丙69	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	H28. 8. 24	原子力規制委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が、外部電源を耐震重要度分類Cクラスに分類することは合理的と分析していること ・原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること
丙70	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について	写し	H24. 3	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院が、福島第一原子力発電所事故の原因について、津波に起因して全ての電源が喪失した結果、炉心損傷に至ったことと分析していること
丙71	耐震設計に係る工認審査ガイド	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備が屋外重要土木構造物にあたること ・原子力規制委員会の工事計画認可に係る耐震設計に関わる審査において、屋外重要土木構造物については、基準地震動による地震力に対して、安全機能の保持が要求されていること

丙 72	大飯 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等への適合性について - 抜粋 - 1.0 共通事項 (可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて) (抜粋)	写し	H27. 11. 12	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、本件発電所において、送水車を複数台配備していること
丙 73	大飯 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (重大事故等防止技術的能力) - 抜粋 - 1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 (抜粋)	写し	H28. 1. 29	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、本件発電所において、容易に接続することのできる送水用ホースを用意していること
丙 74	大飯 3 号炉及び 4 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートの変更点とコメント回答について (抜粋)	写し	H27. 11. 12	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、本件発電所において、送水車の取水ポイントを複数設定していること
丙 75	大飯 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (重大事故等防止技術的能力) - 抜粋 - 1.0 重大事故等対策における共通事項 (抜粋)	写し	H27. 12. 4	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、送水車について、外部からの支援なしで 7 日間稼働できるだけの燃料を本件発電所内に確保していること

(丙 67 号証の立証趣旨について)

1. 非常用電源設備について (被告関西電力株式会社主張書面 (8) 第 3 の 1 (1)) に係る丙 67 号証の該当箇所は以下のとおりである。
 - ・添付書類八, 8-1-503~505 頁 (耐震重要度の分類表)
 - ・添付書類八, 8-1-142~148 頁 (設置許可基準規則 33 条)
2. シビアアクシデント対策について (被告関西電力株式会社主張書面 (8) 第 4 の 2 (4))

に係る丙 67 号証の該当箇所は以下のとおりである。

- ・添付書類八, 8-1-207~209 (設置許可基準規則 48 条)
- ・添付書類八, 8-1-239~243 (設置許可基準規則 57 条)

3. 全交流電源喪失事象について (被告関西電力株式会社主張書面 (8) 第 4 の 2 (5)) に係る丙 67 号証の該当箇所は以下のとおりである。

- ・添付書類十, 10-7-44~115 頁 (全交流動力電源喪失)